

(第165回国会(平成18年12月)民主党・社民党共同提出 第171回常会で衆議院解散となったため廃案)

## ■目的(第1条)

交通に関する施策の総合的かつ計画的な推進による国民の健康で文化的な生活の確保及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

## ■移動に関する権利(第2条)

国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営むために必要な移動を保障される権利を有する。何人も、公共の福祉に反しない限り、移動の自由を有する。

## ■基本理念(第3条～第7条)

交通体系の整備を、各モードの役割分担と有機的かつ効率的に連携を旨とし、総合的に実施。

交通による環境への負荷は、できる限り低減。

大規模災害時における必要な交通を確保することを旨とし、交通施設を整備。

国際交通機関及び関連施設の整備を国際競争力の維持・強化を図ることを旨として実施。

## ■国等の責務(第8条～第13条)

国・地方公共団体・事業者・国民は、それぞれ3.の基本理念の実現に向けた責務を有する。

政府は、法制上の措置等を取るとともに、年次報告等を国会に提出。

## ■交通計画(第14条～第16条)

政府は、交通に関する施策の推進を図るため、交通基本計画を策定。

都道府県は、交通に関する施策の推進を図るため、都道府県交通計画を策定。

市町村は、交通に関する施策の推進を図るため必要があると認めるときは、市町村交通計画を策定。

## ■交通に関する基本的施策(第17条～第26条)

国は、

- ・交通条件に恵まれない地域における交通施設の整備の促進
- ・移動制約者に配慮された交通施設の整備の促進
- ・都市部における交通の混雑の緩和
- ・運賃又は料金の負担の軽減
- ・交通に係る投資の重点化
- ・有機的かつ効率的な交通網の形成
- ・交通による環境の保全上の支障の防止 等の施策を推進。

地方公共団体は、国の施策に準じた施策及び地域の応じた施策を実施。